

第5回自治基本条例素案検討委員会のまとめ

開催日時：平成21年10月24日（土）13:30～16:30

開催場所：一宮市民会館1階大会議室

出席委員氏名：

青木委員、浅野委員、石井委員、一色委員、今井委員、岩原委員、太田委員、古池委員、谷口委員、平井委員、松下委員、松村委員、八木委員、山口（善）委員、山口（昇）委員
計15名

欠席委員氏名：鶴飼委員、松井委員 計2名

出席した市職員：

企画部次長、企画政策課長、同副主監1名、同主査2名、 計5名

■提言書項目の検討

○第4章 市民のための議会

第1項：議会の役割・責務

第2項：情報公開

第3項：市民参加

第4項：議員の役割

- ・豊田市の第10条をモデルに、「情報公開」「市民参加」を入れて「議会の役割・責務」1条のみとする。
- ・議会基本条例については触れない。

○第5章 市民のための行政

第1項：市長の役割・責務

- ・「市の代表者として」「公正かつ誠実」「総合的」という言葉を入れながら、そのような位置づけにあることをサラッと書く。

第2項：執行機関の役割・責務

- ・原文を維持しつつ、その内容を踏まえた条文らしい表現に変える。（「議会と連携」は不要）
- ・③の「国・県との連携」は、別に1項目立てる。
- ・第1項：市長の役割・責務の②をここに書く。

第3項：職員の役割・責務

- ・①は、「まちづくりの主役が市民であることを理解し」の部分はなくし、「協働」

あるいは「市民とともに」という言葉を使って、『まちをつくっていく』『一緒にやっていく』ことが役割です」という内容とする。

- ・②は、「全体の奉仕者」という言葉は使わず、豊田市をベースに再考する。

第4項：財政運営

- ・①は、「健全な財政はそれ自体が目的ではない。最少の経費で最大の効果を挙げることを財政運営の柱とする」という内容とする。
- ・②は、①に含まれるということでカット。
- ・③は、提言書を生かす。
- ・文末は、「努めます」ではなく「します」のように言い切る。

○第6章 実効性の確保

第1項：評価のための市民委員会

- ・流山市の第40条第1項～3項のようなパターンとする。
- ・3項については、「市民委員会」は書かず、「実効性を確保するために市民が参加するよう、あるいは市民と協働していく仕組みを作るよう努める」という内容とする。

第2項：条例の見直し

- ・年数は書かずに、「社会情勢の変化等により見直す」「市民参加で見直す」という内容とする。